

健康カレンダー

北神明町
野呂睦弥ちゃん(二歳)



◆乳幼児の健診日

区分	月	日	受付	対象(出生日)
3 カ 月 児	6/	7(火)	午後1時~2時	58年2月11日~20日
		14(火)		58年2月21日~28日
		21(火)		58年3月1日~10日
6 カ 月 児	6/	7(火)	午前9時30分~10時	57年11月11日~20日
		14(火)		57年11月21日~30日
		21(火)		57年12月1日~10日
1 歳 半 児	6/	10(金)	午後1時~2時	56年11月1日~15日
		23(木)		56年11月16日~30日
3 歳 児	6/	2(木)	午後1時~2時	55年5月1日~15日
		17(金)		55年5月16日~31日

場所/いずれも保健センター
※母子手帳を必ず持参願います。

◆三種混合

- 6/7(木) 十二所公民館
 - 8(水) 花岡公民館
対象・生後24~48ヵ月
受付・13時30分~14時
 - 6/9(木) 保健センター
対象・56年1、2月生まれ
受付・13時20分~14時
 - 6/16(木) 保健センター
対象・56年3、4月生まれ
受付・13時20分~14時
- ※当日は自宅で体温測定し、母子手帳を持参願います。

◆循環器・結核検診

釈迦内地区、真中地区の日程は次のとおりです。受診料は無料。お誘い合わせのうえ受診してください。なお、釈迦内公民館と真中公民館では、医師による診査も行います。



月日	時間	会場	主な対象町内
6/9 (木)	9:30~11:30	松木児童館	松木1区、2区
	13:15~15:15	松峰児童館	松峰
10 (金)	9:30~11:30	沼館温泉会館	沼館1区、2区
	13:15~14:00		
13 (用)	9:30~11:30	板子石集会所	板子石、上袋町
	13:15~14:00		
14 (火)	9:30~10:30	長面児童会館	長面
	10:45~11:30		
13:15~14:30	商人留集会所		
15 (水)	9:30~11:30	釈迦内体育館	獅子ヶ森全区、日向台、向羽立、小釈迦内、日鉦獅子ヶ森
	13:15~15:15		
16 (木)	9:15~11:30	山神台町内会館	山神台、上通り、中台
	13:15~15:00		
17 (金)	9:30~11:30	釈迦内公民館	日景町1区、2区 大通り、中通り、高館下(その他釈迦内全域)
	13:15~15:00		
20 (用)	9:30~10:30	大披町内会館	大披
	10:45~11:45	小袴町内会館	小袴
	13:15~14:30	高戸谷町内会館	高戸谷
21 (火)	9:30~11:30	出川町内会館	出川、下川原
	13:15~15:15	檜崎町内会館	檜崎
22 (水)	9:30~11:30	板沢児童館	板沢
	13:15~15:15	真中公民館	赤石(その他真中全域)

※次号では、二井田、長木地区の日程をお知らせします。

- ### ◆健康相談日
- 6/6(用) 真中公民館、花岡公民館
6/16(木) 十二所公民館
8(水) 釈迦内公民館
10(金) 保健センター
15(水) 矢立公民館
20(用) 下川沿
22(水) 二井田
27(用) 上川沿、長木公民館

ご協力を

踏切事故の防止

沿線火災の防止
最近、小坂鉄道線の踏切で、間一髪という大事故を招くようなことが多発しています。列車は、ブレーキをかけてもすぐに止まれるものではありません。ドライバーや地域の方々は、次の点に注意してください。
・踏切では必ず停止し、左右を確認すること。
・カーステレオを付けているとき

ハトを飼っている方へ

「ハトが田や畑に入り、植えたばかりの豆を食い荒らしている」という苦情が、農林課にたくさんきています。

表札・郵便受箱の設置

東北郵政局と大館郵便局では、六月末まで「表札・郵便受箱設置促進運動」を行っています。表札や郵便受箱がないと、配達不能や誤配達、持戻りの原因になったり、町内会などの連絡、新聞

は、窓を開けて警報装置が鳴っていないか確認すること。山菜取りで線路や構内を歩行する方は、沿線火災防止を心がけてハトを投げ捨てないこと。幼児や低学年の子供のいる家庭では、自転車による直前横断、置き石による列車妨害をしないよう注意すること。

県では、六月十五日まで「大豆作付推進月間」とし、転作の最重要作物として大豆の栽培を強力に推し進めています。ハトを飼っている方は、大豆の芽が出そろった十五日ごろまでは、ハトを放すのを差しひかえてくださるようお願いいたします。

ご近所に迷惑をかけていませんか?



の配達、電力、水道の検針の差入れなどにも困りますので、必ず設置してください。なお、大館郵便局では、ステッカー式の簡易表札を無料で差し上げていますのでご利用ください。

相続と税金

国税だより

相続税は、相続や遺贈(遺言により財産を譲ること)によって、財産をもらった人(相続人)にかかる税金です。相続税の申告と納税は、被相続人が死亡した日の翌日から六ヵ月以内に、被相続人の住所地の税務署に納めることになっています。相続財産の評価額や相続税の計算などわからない点がありましたら、お気軽に税務署へお尋ねください。大館税務署 ☎42-0671